

No.	箇所	誤	正
5	2 ページ No.5 市の回答 【課題:地方税の減免について】	対象となります。現時点では、令和7年3月31日取得分までは、令和9年度分まで減額措置が受けられます。詳細につきましては、各窓口にお問い合わせください。 なお提案書作成にあたっては、現行の減免措置が継続される前提で作成してください。もし特例措置が廃止になった場合は、事業契約の規定により、増加負担分を市が支払うことになります。	対象となります。現時点では、令和7年3月31日取得分までは、令和8年度分まで減額措置が受けられます。詳細につきましては、各窓口にお問い合わせください。 なお提案書作成にあたっては、現行の減免措置が継続される前提で作成してください。もし特例措置が廃止になった場合は、事業契約の規定により、増加負担分を市が支払うこととなります。